

生総第72号

生駒市例規システム構築等業務に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和5年7月25日

生駒市長 小紫 雅史

下記業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

1 業務名

生駒市例規システム構築等業務

2 業務内容及び提出書類

別添「生駒市例規システム構築等業務に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和10年12月31日まで

ただし、令和6年1月1日から令和10年12月31日までをシステム稼働期間とする。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) 奈良県内の自治体（本市を含む。）において公告日現在に稼働している例規システムの導入実績を有すること。
- (2) 本市に今年度有効な一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出していること。
- (3) 公告日現在から受託候補者特定の日までの間、生駒市物品・委託業務等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

## 5 提出期限等

- (1) 提出期限 令和5年8月21日（月）17時まで（必着）
- (2) 提出場所 生駒市役所総務部総務課法制係（3階39番窓口）
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配送されたことが証明できる方法によること。